

証券コード 7769
2020年7月13日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区北袋町
一丁目299番地12
リズム時計工業株式会社
代表取締役社長 平 田 博 美

第94期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2020年6月19日開催の第94期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第94期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 3階 桜ホール
3. 会議の目的事項

報告事項	1. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第5号議案	会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第94期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本開催ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」並びに「計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び定款16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本開催ご通知には記載しておりません。なお、本開催ご通知の添付書類に記載しております

連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主総会継続会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.rhythm.co.jp/ir/soukai_info.html）に掲載させていただきます。

第94期定時株主総会継続会の経緯

当社は、2020年5月12日付「2020年3月期決算発表延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外における決算業務および監査手続きに遅れが生じたため、当初予定していた日程での連結決算の発表を延期しており、会計監査人による2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の決算に係る監査報告は、第94期定時株主総会開催日である2020年6月19日時点では、未了となっております（以下、2020年6月19日に開催された株主総会を「当初総会」といいます。）。また、当初総会の終結のときをもって新任の会計監査人に変更すべく、「会計監査人選任の件」を当初総会において株主の皆様にお諮りする予定でしたが、監査報告を新任の会計監査人に提供できていなかったため、上記と同様の理由により、議案として審議することが難しい状況でございました。

この度、2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の決算に係る監査報告を会計監査人より受領し、決算関連手続きおよび新任の会計監査人への監査報告書の提供が完了いたしましたので、当初総会において株主様にご承認いただきましたとおり、以下の報告事項のご報告および決議事項のご承認を目的とする第94期定時株主総会継続会の開催をご案内させていただきます。次第であります。

- 報告事項 1. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第5号議案 会計監査人選任の件

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けいたしますことを心からお詫び申し上げます。

株主総会継続会参考書類

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がアーク有限責任監査法人を候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、規模及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2020年5月1日現在)

名	称	アーク有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地		東京都新宿区西新宿一丁目23番3号	
沿	革	1975年4月 聖橋監査法人 設立 1982年8月 明治監査法人 設立 2004年3月 アーク監査法人 設立 2016年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更 2016年7月 聖橋監査法人が明治アーク監査法人と合併 2019年7月 有限責任監査法人へ移行し、アーク有限責任監査法人に名称変更	
概	要	<資本金> 50百万円 <構成人員> 代表社員 6名 社員 20名 公認会計士 60名 公認会計士試験合格者 21名 USCPA資格取得者 3名 USCPA試験合格者 2名 ITその他専門職 2名 監査事務スタッフ 9名 その他 10名 合計 133名 <監査関与会社数> 92社 (うち上場会社36社)	

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の経営成績

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日）における世界経済は、緩やかな回復基調にありましたが、年度末に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、生産活動・消費活動が停滞し急速に減速する状況となっています。

一方、わが国経済は、輸出や生産に弱さがあるも緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による東京オリンピック・パラリンピックの延期発表やその後の外出自粛の影響もあり、個人消費を中心に大幅に悪化し厳しい状況が続いています。

このような状況のもと、当社グループは、2019年4月よりスタートした中期経営計画の実現に向け、収益力強化の取り組みを推進しております。

売上高につきましては、電子事業が海外で増収も、堅調だった接続端子事業・プレシジョン事業が米中貿易摩擦の影響や自動車関連の受注減少により、減収となりました。その結果、海外は増収となりましたが国内では減収となり、全体では減収となりました。

営業利益につきましては、接続端子事業・プレシジョン事業が受注減少の影響で減益、再建活動中の時計事業、及び電子事業においては、原価率改善の遅れなどにより営業損失となり、全体では営業損失となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は299億11百万円（前年同期310億16百万円前年同期比3.6%の減収）、営業利益は前年同期7億61百万円に対し2億34百万円の営業損失、経常利益は前年同期9億13百万円に対し22百万円の経常損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を特別利益に計上いたしましたことが、納入製品の不具合に関する解決金および固定資産の減損損失等を特別損失に計上したことにより、最終利益は前年同期2億64百万円の損失に対し、11億39百万円の損失となりました。

(2) セグメント区分別の概況

時計事業セグメント

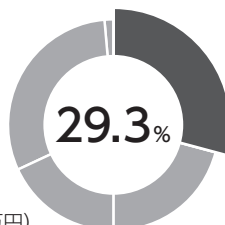
■ 売上高

87億64百万円（前期比**8.6%**減）

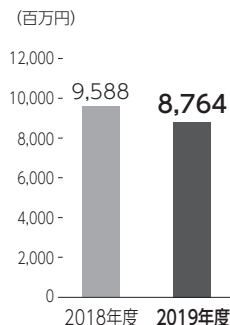
■ セグメント利益

△4億17百万円（前年同期**△2億55**百万円）

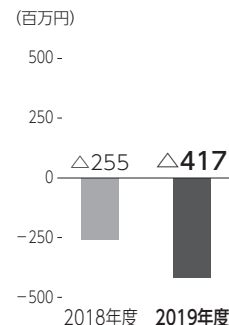
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

掛時計・置時計・目覚時計、デジタル時計、設備時計などのクロック、クロックムーブメントおよびU S B ファン、防災行政ラジオなどの製造販売。

時計事業につきましては、国内では、モバイルファンや防災行政ラジオなどの非クロック分野は堅調に推移しましたが、主力のクロックは、百貨店、ギフト店の低調やインターネット販売ルートでの受注減少など市場の縮小に歯止めがきかず、減収となりました。

海外では、アジア地域では長期間の香港デモ活動、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の流行により、米国は、インターネット販売ルートの売上が大きく減少となり、減収となりました。

利益面につきましては、海外生産会社での原価改善の遅れやベトナム工場からの撤退に伴い発生した費用などにより営業損失となりました。これらの結果、時計事業全体では減収、営業損失となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は87億64百万円となり、前年同期95億88百万円に対し、8.6%の減収となりました。営業利益は前年同期2億55百万円の営業損失に対し、4億17百万円の営業損失となり、損失が拡大いたしました。

接続端子事業セグメント

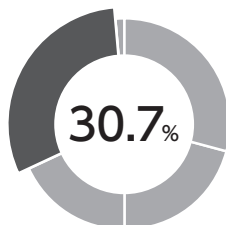
■ 売上高

91億79百万円（前期比2.6%減）▼

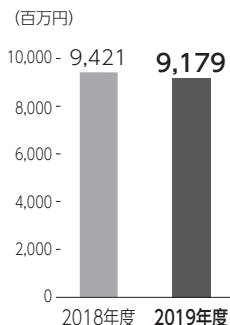
■ セグメント利益

6億14百万円（前期比7.9%減）▼

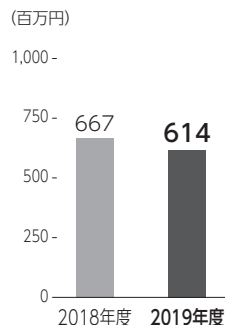
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

タブ端子・テーピング端子・端子台など、自動車、太陽光発電、電動アシスト自転車や家電製品に使用される接続端子等の製造販売。

接続端子事業につきましては、国内では、米中貿易摩擦の影響と自動車・設備関連など全般的な受注減少により減収となりました。利益面につきましては、受注減少により減益となりました。

海外では、東南アジアでの自動車や二輪向け部品の受注が減少しましたが、家電向け部品が堅調に推移し、若干の増収となりました。利益面につきましては、受注減少により減益となりました。これらの結果、接続端子事業全体では減収減益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は91億79百万円となり、前年同期94億21百万円に対し、2.6%の減収となりました。営業利益は6億14百万円となり、前年同期6億67百万円に対し、7.9%の減益となりました。

プレジジョン事業セグメント

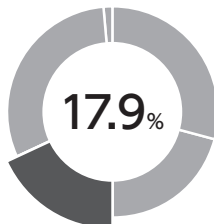
■ 売上高

53億59百万円（前期比**15.6%**減）▼

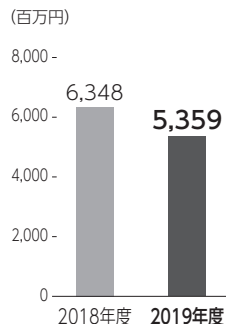
■ セグメント利益

2億11百万円（前期比**69.7%**減）▼

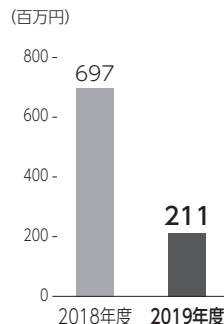
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

産業機械、光学機器、事務・通信機器、自動車、時計等に使用される精密部品、および高難度精密金型の製造販売。

プレジジョン事業につきましては、国内では、自動車分野の大幅な受注減少および産業機械分野が米中貿易摩擦の影響を大きく受けたことにより、減収となりました。利益面につきましては、受注減少の影響で減益となりました。

海外では、ベトナムおよび中国の受注停滞により、減収となりました。利益面につきましては、ベトナムでは、製品構成の変化や合理化の効果などで増益となりましたが、中国での受注減少の影響により減益となりました。これらの結果、プレジジョン事業全体では減収減益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は53億59百万円となり、前年同期63億48百万円に対し、15.6%の減収となりました。営業利益は2億11百万円となり、前年同期6億97百万円に対し、69.7%の減益となりました。

電子事業セグメント

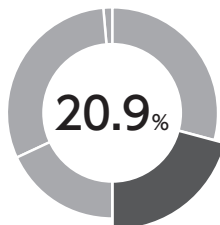
■ 売上高

62億48百万円（前期比**18.5%**増）

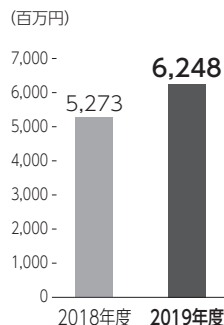
■ セグメント利益

△**1億65**百万円（前年同期**30**百万円）

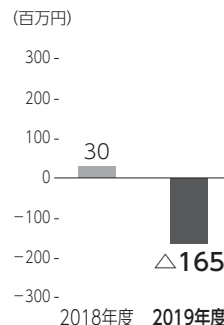
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

電子機器などのEMS、情報関連機器、車載関連機器、加飾複合品などの製造販売。

電子事業につきましては、国内では、情報機器製品の受注が大きく落ち込み、自動車関連製品、EMS製品も売上が減少し、減収となりました。利益面につきましては、受注減少及び原価率の悪化などにより、営業損失となりました。

海外では、引き続きベトナムのEMS製品が好調に推移し、増収となりましたが、中国およびベトナム工場の原価率の悪化などにより営業損失となりました。これらの結果、電子事業全体では増収、営業損失となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は62億48百万円となり、前年同期52億73百万円に対し、18.5%の増収となりました。営業利益は、前年同期30百万円の営業利益から1億65百万円の営業損失となりました。

その他の事業セグメント

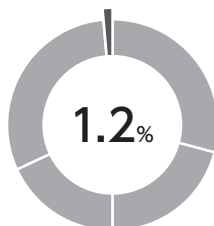
■ 売上高

3億58百万円（前期比6.4%減）▼

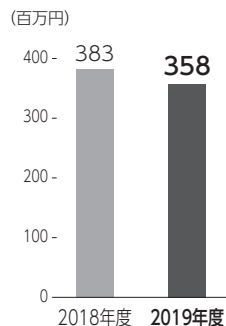
■ セグメント利益

55百万円（前期比7.8%減）▼

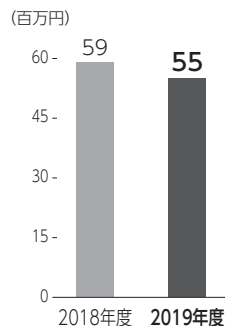
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

物流サービス、ギフト・その他。

その他の事業につきましては、物流子会社は堅調でしたが、物流以外の事業でインバウンドの需要が大きく落ち込んだ影響で全体では減収減益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は3億58百万円となり、前年同期3億83百万円に対し、6.4%の減収となりました。営業利益は55百万円となり、前年同期59百万円に対し、7.8%の減益となりました。

セグメント別売上高一覧表

区 分	2019年3月期		2020年3月期		増減率
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	
時 計 事 業	9,588	30.9	8,764	29.3	△8.6%
接 続 端 子 事 業	9,421	30.4	9,179	30.7	△2.6%
プ レ シ ュ ン 事 業	6,348	20.5	5,359	17.9	△15.6%
電 子 事 業	5,273	17.0	6,248	20.9	18.5%
そ の 他 の 事 業	383	1.2	358	1.2	△6.4%
合 計	31,016	100.0	29,911	100.0	△3.6%

(3) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、28億50百万円となり前年同期20億68百万円に対し37.8%増加しております。主として、プレシジョン事業及び接続端子事業での工場建設によるものと生産設備取得によるものであります。

なお、所要資金につきましては、全額自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「たゆみない創造と革新を続け、豊かで楽しい安全な社会づくりに貢献する」を基本理念として定め、当社グループが求め、向かう企業像を明示しております。

現在の厳しい経営環境の中、更なる持続的発展のため、2020年10月1日をもって当社を存続会社、リズム協伸株式会社及び東北リズム株式会社を消滅会社とする合併を行う予定です。

この組織再編により「新しい真のRHYTHMへ」を将来ビジョンとし、事業領域を拡大・成長させていくことを念頭に置き、当社の商号を「リズム時計工業株式会社」から「リズム株式会社」に変更いたします。

国内基幹3社の合併によるシナジーを最大限に生かして、より高い付加価値をもたらす競争力のある商品・サービスの創造とあわせ「RHYTHM」ブランドの価値向上に努め、より一層の発展を遂げることをめざしてまいります。また、基本理念の実現に向け、グループガバナンス強化のための継続的な取り組みに加えて、収益力強化に向けて全力で取り組んでまいります。

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主をはじめとする様々なステークホルダーと良好な関係を築き、社会動向などを踏まえ、透明・公正な意思決定を行い、適時必要な施策を実施し、株主価値向上に努めてまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題及び目標とする経営指標

当社グループは、中期的な視点で経営を行うため2019年度から2021年度まで3年間の中期経営計画を策定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による影響と3社合併を考慮し、2019年5月に公表した中期経営計画の方策および目標値の見直しを検討しています。しかしながら、感染症の終息時期も、終息後の環境も不確実性が高く合理的な計画を立案することが困難なため、現時点では未定とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの各事業においても広く影響を及ぼすものと予測しておりますが、中期経営計画で掲げた経営方針に即して必要な対策を実施することで影響を最小化するように取り組んでまいります。

<経営指標と目標値>

経 営 指 標	2018年度	2019年度		2020年度	2021年度
	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(計画)
売 上 高 営 業 利 益 率 (%)	2.5	2.5	△0.8	—	—
営 業 利 益 (億 円)	7.61	8.00	△2.34	—	—
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	△0.9	1.9	△4.2	—	—
総資産当期純利益率 (ROA) (%)	△0.7	1.4	△3.0	—	—
連 結 売 上 高 (億 円)	310	315	299	—	—
海 外 売 上 高 比 率 (%)	37.6	42.0	43.0	—	—

<中期経営計画の経営方針>

(1)グループガバナンスの強化

「事業間の連携強化と経営幹部の育成」を中期経営計画の根幹とし、事業の垣根を越え、業務上の問題を早期に検出し、問題に対して実効的に対応できる組織・仕組みづくりを目指してまいります。また、経営幹部の任命基準を設定し、評価・研修制度を整え、ジョブローテーションも行いながら経営幹部の育成を行ってまいります。これらの施策の実行により株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

(2)収益力の強化

本中期経営計画でも引き続き、強みの部分に経営資源を集中し、接続端子事業とプレ

シジョン事業は、グループの成長エンジンとしての事業拡大をねらい、時計事業は赤字体質からの脱却を最優先に全力で取り組んでまいります。

(3) リズムブランド価値向上 ～ステークホルダーとの関係強化～

株主・投資家の皆様、お客様、地域・社会、従業員、当社をとりまくすべてのステークホルダーに信頼され、社会にとって必要不可欠な会社を目指してまいります。

(4) R O A の改善 ～営業利益率改善と資産効率化～

接続端子・プレシジョン事業の成長分野への重点投資と資産の効率化や有利子負債の圧縮等による財務体質強化を基本方針とし、「事業利益確保」「資産効率化」を両輪に財務体質強化とR O A改善を推進してまいります。

(5) 各事業の状況

① 時計事業

国内販売につきましては、クロック市場の縮小が進む中、商品内容の集中と選択を進め採算の改善と効率的な商品政策を行い、当社の強みである「販売と製造の相乗効果」を生かして利益を創出してまいります。また、非クロック分野は将来に向けての売上の大きな柱とすべく土台作りの為に新規得意先拡大に向けた体制作り、さらに売上拡大に繋げてまいります。費用・在庫についても削減を推進し利益創出の取り組みを強化してまいります。

海外販売につきましては、アジア圏では、商品の集約・販売資源を集中し販売を強化するとともに、在庫削減を図り利益創出してまいります。米国は、採算性を重視した販売活動へ移行し、収益確保を目指してまいります。

生産面につきましては、海外生産の中国への集約が完了し、効率化を進め製造の安定化、コスト改善により利益創出に貢献してまいります。

② 接続端子事業

自動車・二輪の成形・複合品や家電民生用機器の部品等に強みのある当事業は、グループのネットワークを活かし、各拠点の受注拡大に繋げてまいります。営業力、技術力、品質管理力、業務管理力、製造力の強化を推進し、各種管理手法の共通化を進め、グループ全体のレベルアップに取り組んでまいります。営業面では、既存の業種・取引先以外への活動や、新規部品の提案や開発提案を強化してまいります。

生産面では、品質管理や不具合情報の共有による改善を進めながら、将来に向けた技術革新、新技術へのチャレンジへ取り組んでまいります。

③ プレシジョン事業

高難度・高品質の金型及び成形部品の売上拡大を事業の柱として、収益拡大に努めて

まいります。国内では、コスト競争力強化を推進し新規受注の獲得へ取り組んでまいります。プレシジョン事業に統合した旧電子事業は、事業構造改革を進め採算化を目指すとともに部品の生産から組立てまでの一気通貫型新規ビジネスへの受注活動に努め事業の再構築を図ります。また、新工場における“グリーン成形”を最大限アピールし受注強化に繋げてまいります。

海外では、ベトナムでの既存品の継続的な拡大に加えて、生産工程の改善を進めコスト競争力強化に取り組んでまいります。また、中国においては引き続き生産工程・品質管理プロセスの再構築による工程能力改善で、お客様にさらにご満足いただける品質の確保と新規受注拡大に努めてまいります。

＊2020年4月1日、プレシジョン事業は電子事業を統合いたしました。

株主還元につきましては、安定配当、概ね30%の配当性向を基本とします。また、当社グループ各社では、女性や外国人をはじめとする多様な人財が最大限に活躍できる環境整備に努めてまいります。さらに、収益性向上に向けた施策を積極的に展開するとともに、企業価値、株主価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	33,332	31,516	31,016	29,911
経常利益又は経常損失 (百万円)	956	980	913	△22
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (百万円)	1	180	△264	△1,139
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	0.17	20.18	△31.99	△137.92
総資産 (百万円)	44,521	40,619	39,812	37,117
純資産 (百万円)	31,263	28,423	28,007	25,970

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。
2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る「総資産」については、当該会計基準を遡って適用しております。
4. 2018年3月期の数値は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北リズム株式会社	300百万円	100%	精密部品・高難度精密金型の製造・販売
リズム協伸株式会社	257百万円	100%	接 続 端 子 の 製 造 ・ 販 売
RHYWACO(H.K.)CO.,LTD.	26,000千HK\$	100%	時 計 の 販 売
RHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.	22,000千HK\$	100%(*)	時計・電子機器・自動車機器・精密金型・樹脂成形部品の販売
RHYTHM PRECISION VIETNAM CO.,LTD.	20,000千US\$	100%(*)	電子機器・自動車機器・精密金型・樹脂成形部品の製造・販売
RHYTHM INDUSTRIAL (DONG GUAN)LTD.	112,842千HK\$	100%	時計・電子機器・自動車機器・精密金型・接続端子の製造・販売
KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.	4,000千US\$	100%(*)	プレス部品の製造・販売
PT. RHYTHM KYOSHIN INDONESIA	18,000千US\$	100%(*)	プレス部品の製造・販売

(注) 「当社の出資比率」欄の * 印は間接保有を含めております。

- ② 企業結合の成果
上記の重要な子会社を含む連結子会社は16社であります。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ① 主要な事業内容
各種クロック・ウォッチ・接続端子及び部品・高難度精密金型・情報機器・車載機器・電子部品・その他精密機械各種の製造並びに販売。
- ② 重要な契約
当社の国内向けクロックのCITIZENブランドの使用について、シチズン時計株式会社と契約を締結しております。

(8) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12
事 業 所	益 子 工 場 栃木県芳賀郡益子町 * 2020年3月31日廃止
支 店	東 京 支 店 埼玉県さいたま市大宮区 大 阪 支 店 大阪府大阪市中央区

② 子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
東北リズム株式会社	福島県会津若松市
株式会社プリテック	群馬県館林市
リズム協伸株式会社	東京都港区
リズムサービス株式会社	茨城県筑西市
リズム開発株式会社	埼玉県さいたま市大宮区
アイ・ネクストジーイー株式会社	東京都品川区
株式会社ノルディックリペアセンター	東京都東村山市
RHYTHM U.S.A.,INC.	米国 ジョージア州 アトランタ市
RHYWACO(H.K.)CO.,LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM PRECISION VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
RHYTHM INDUSTRIAL(DONG GUAN)LTD.	中国 広東省 東莞市
KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ホーチミン市
KYOSHIN INDUSTRY ASIA PTE LTD	シンガポール
RHYTHM KYOSHIN HANOI CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
PT. RHYTHM KYOSHIN INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州 プカシ県

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,185名	59名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199名	6名減	45.7歳	18.7年

(注) 上記には、派遣者（50名）、休職者（2名）及び臨時雇用人員（91名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18,522,900株

(2) 発行済株式の総数 8,385,093株
(自己株式124,682株を含む。)

(3) 単元株式数 100株

(4) 当期末株主数 9,075名
(前期末比125名増)

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
シチズン時計株式会社	597	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	561	6.8
日本生命保険相互会社	471	5.7
株式会社埼玉りそな銀行	360	4.4
共栄火災海上保険株式会社	350	4.2
株式会社三井住友銀行	343	4.2
三井住友信託銀行株式会社	300	3.6
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	243	2.9
株式会社武蔵野銀行	217	2.6
佐藤和子	196	2.4

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数（自己株式を除く）に対する所有株式数の割合であります。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 田 博 美	
取締役常務執行役員	湯 本 武 夫	プレジジョン事業担当、東北リズム株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	北 坂 享 正	時計事業部長兼営業本部長
取締役執行役員	関 根 文 男	電子事業部長兼営業部長、先行開発部担当
取締役執行役員	荒 井 雄 司	管理本部長
取締役（常勤監査等委員）	小 泉 裕 一	
取締役（監査等委員）	高 木 権之助	高木法律事務所代表
取締役（監査等委員）	山 下 和 彦	株式会社チノー社外監査役、株式会社オプトエレクトロニクス監査等委員である社外取締役
取締役（監査等委員）	鈴 木 欽 哉	公認会計士鈴木欽哉事務所代表、双信電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第93期定時株主総会において、湯本武夫、北坂享正、関根文男、荒井雄司の4氏は取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2019年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって、樋口孝二、奥田伸一郎の両氏は取締役を任期満了により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）鈴木欽哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）高木権之助、山下和彦及び鈴木欽哉の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、情報収集及び重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 社外取締役の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係については、(3)社外役員に関する事項に記載しております。
7. 当社は、2016年6月より執行役員制度を導入しております。取締役のうち、同役員を兼任している者は平田博美、湯本武夫、北坂享正、関根文男、荒井雄司の5氏であります。その他、2020年3月31日現在の執行役員は、山崎勝彦、酒井清貴、木村務、呉国明の4氏が在任しております。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
湯本 武夫	取締役常務執行役員 プレシジョン事業担当 東北リズム株式会社代表取締役社長	取締役常務執行役員 時計事業部長兼プレシジョン事業担当 東北リズム株式会社代表取締役社長	2020年4月1日
北坂 享正	取締役執行役員 時計事業部長兼営業本部長	取締役執行役員	2020年4月1日
関根 文男	取締役執行役員 電子事業部長兼営業部長 先行開発部担当	取締役執行役員 技術開発本部長兼技術部長	2020年4月1日

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の額	人 数	うち社外役員	
取 締 役 (監査等委員を除く)	7 1 百万円	6 名	一名	一百万円
取 締 役 (監査等委員)	2 9 百万円	4 名	3 名	1 4 百万円

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の人数には、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した2名の取締役が含まれており、無報酬の1名の取締役は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第92期定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第92期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）高木権之助氏は、高木法律事務所の代表者であり、当社は従前同氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、2016年9月をもって同契約を解除しております。

取締役（監査等委員）山下和彦氏は、株式会社チノーの社外監査役、株式会社オプトエレクトロニクスの監査等委員である社外取締役を務めておりますが、当社と両者との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鈴木欽哉氏は公認会計士鈴木欽哉事務所の代表者であり、双信電機株式会社社外監査役を務めておりますが、当社と両者との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	高 木 権之助	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また監査等委員会14回の全てにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山 下 和 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また監査等委員会14回の全てにそれぞれ出席し、経営者としての経験を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 欽 哉	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また監査等委員会14回全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役は会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

70百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

88百万円

- (注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区別できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準の適用に関する指導・助言についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうちRHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.他は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

[業務の適正を確保するための体制]

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、2018年度に発覚した当社連結子会社における不適切な会計処理問題を受け、2019年5月開催の当社取締役会において、再発防止策の一環として内容の一部を変更しております。改定後の内容は次のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員は、当社グループ(当社及び子会社から成る企業集団を言う。以下、同じ)が共有すべきミッションやルール・考え方を表した「経営理念」「行動規範(社訓)」を通じて、当社グループにおける企業理念の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守について率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信し、その周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス全体を統括するコンプライアンス推進室を代表取締役社長直轄で設置し、「経営理念」「行動規範(社訓)」に基づき制定した「リズムグループコンプライアンスマニュアル」を当社グループの全従業員に配布・周知のうえ、役員及び従業員に対する教育を毎年実施し、その遵守徹底を図る。
- ③ 当社役員で構成するコンプライアンス推進委員会は、当社主要拠点及び全子会社に設置した「コンプライアンス推進会議」から定期的に推進状況の報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ④ 当社グループ内における法令若しくは定款等に違反する行為、または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見を図るため、「内部通報制度」を設け、社内及び社外に相談窓口を設置及び拡充し、特に海外子会社での対応を強化する。
- ⑤ 内部監査室を業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄で設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか、及び業務の適正性について監査を実施する。また、当社では内部監査を担う専門人材の育成を図るとともに、内部監査にあたっては、必要により外部専門家の参画を求める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役(監査等委員である取締役を含む)からこれらの文書の閲覧請求があった場

合、直ちに対応可能な体制を整備し、維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営危機管理規程」を制定し、リスク管理の方法等の基本事項を定め、リスクの低減に努めるとともに、当社グループ共通のリスク管理については、当社主管部門が各子会社と協働し損失の発生を未然に防ぐ。
- ② 有事においては、必要に応じ対策本部を設置し対応にあたる。

(4) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは定例取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会で決議及び報告すべき重要事項を定めたグループ共通の「取締役会規程」に基づき意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
- ② 取締役会での機能強化と迅速な意思決定を図るため、経営に係わる重要方針及び業務執行に関する重要事項のほか、「経営会議規程」で定める事項について執行役員をメンバーとする経営会議で協議決定する。
- ③ 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれ責任者の権限及び責任を明確化するとともに、執行手続の詳細について定める。
- ④ 以上の諸規程に基づき、取締役会は、業務執行機能及び意思決定機能の一部を執行役員に権限移譲することで、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の運営については、「関係会社管理規程」に基づき、グループ統括部を主管部門とし、必要に応じて取締役及び監査役を子会社に派遣するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から適宜報告を受け、協議を行う。当社ではそのために必要な子会社経営幹部人材の育成を計画的に推進する。
- ② 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の事前承認、または報告を求めるものとする。
- ③ 当社グループに係わる重要事項については、グループ統括部を事務局として定期的にグループ会議を開催し、協議する。また、子会社とのコミュニケーションを円滑にし、情報共有するとともに、事業上の課題が自発的に子会社から当社に報告されるような環

境づくりを行う。

- ④ グループ統括部は、子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援を行う。

(6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員である取締役の職務を補助するため管理担当部門に事務局を設ける。
- ② 事務局の人数、人選等は監査等委員である取締役と取締役が協議のうえ決定する。

(7) 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 事務局員の人事異動については、取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ② 事務局員は、監査等委員である取締役から調査や説明、報告を求められたときは、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制

- ① 当社グループの取締役は、会社に法令若しくは定款に違反する行為、又は著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に報告する。当社グループの使用人は、前述の事実を発見したときは、直ちに取締役に報告する。
- ② 当社グループの取締役は、監査等委員である取締役から業務の執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

(9) 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、法令及び「リズムグループコンプライアンスマニュアル」に基づき、監査等委員である取締役に報告をした者に対して、報告を理由とした懲罰、不当な配置転換等、報告者にとって不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員である取締役の職務の執行のために必要な費用については、職務の執行が円滑に行われるよう前払又は償還の手続等について、監査等委員である取締役の請求に

従い円滑に行う体制を整備する。

- ② 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定額の予算を設ける。

(11) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる環境を整備する。
- ② 監査等委員である取締役は会社が対処すべき課題、監査等委員である取締役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について代表取締役や他の取締役と定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査等委員である取締役は会計監査人と適宜情報交換を行い、相互連携を図る体制をとる。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令の趣旨に則り、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。重要な不備があるときは、その是正に向けての改善策を講じ、適正な内部統制の整備及び運用を図る。
- ② 内部監査室は財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図る。

(13) 監査等委員会と内部監査室の連携

内部監査の有効性と実効性を確保し、向上させるため、監査等委員会に内部監査室長が参加し、内部監査状況を報告する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を持たないことを「コンプライアンス行動指針」に定め、基本方針としている。
- ② 管理担当部門統括のもと、適宜警察や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

(1) コンプライアンス

当社グループは、グループコンプライアンスを「社訓に掲げる行動規範に準拠した各種の経営活動を通じてステークホルダーの信頼を得ながら、経営理念の実現を図る全ての活動」と位置付けております。

グループ各社の従業員に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。また、当社役員に対しては外部講師によるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社は社内・社外に相談窓口を設置し、グループ各社の全従業員に周知しております。

(2) 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会は17回開催しており、十分な議論を尽くして経営に関する重要事項及び法令で定められた事項の決定、並びに業務執行状況の監督を行っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務の執行

当事業年度において、監査等委員会は14回開催しており、常勤の監査等委員である取締役からの会社の状況に関する報告、および監査等委員である取締役相互による意見交換が行われております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は、関係部門と協力して年間の監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施、取締役会に報告しており、業務の改善に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,767	流 動 負 債	7,007
現金及び預金	9,647	支払手形及び買掛金	2,878
受取手形及び売掛金	4,340	短期借入金	525
電子記録債権	1,296	一年内償還予定の社債	2,000
たな卸資産	6,909	一年内返済長期借入金	67
前払費用	151	未払金	588
その他	425	未払費用	305
貸倒引当金	△2	未払法人税等	146
固 定 資 産	14,350	賞与引当金	173
有形固定資産	9,922	役員賞与引当金	8
建物及び構築物	5,452	その他の	313
機械装置及び運搬具	2,155	固 定 負 債	4,139
工具・器具及び備品	190	社 債	3,000
リース資産	94	長期借入金	73
土地	2,001	繰延税金負債	77
建設仮勘定	28	退職給付に係る負債	581
無形固定資産	1,138	その他の	407
のれん	915	負 債 合 計	11,147
ソフトウェア	37	(純 資 産 の 部)	
その他	184	株 主 資 本	24,543
投資その他の資産	3,289	資本	12,372
投資有価証券	1,715	資本剰余金	7,584
長期貸付金	89	利益剰余金	4,860
破産更生債権等	0	自己株式	△274
繰延税金資産	141	その他の包括利益累計額	1,400
退職給付に係る資産	271	その他有価証券評価差額金	13
その他	1,160	為替換算調整勘定	1,287
貸倒引当金	△90	退職給付に係る調整累計額	99
資 産 合 計	37,117	非 支 配 株 主 持 分	26
		純 資 産 合 計	25,970
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	37,117

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		29,911
売上総利益		23,741
販売費及び一般管理費		6,169
営業外損失		6,404
営業外収益		△234
受取配当金	8	
受取利息	83	
受取当金	334	
受取料	10	
受取益他	93	
営業外費用		530
支出賃料	48	
支出賃料	112	
支出賃料	135	
支出賃料	21	
経常損失		318
特別利益		△22
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	53	
特別損失		64
和固定資産処分損	100	
和固定資産処分損	60	
和固定資産処分損	2	
和固定資産処分損	82	
和固定資産処分損	562	
税金等調整前当期純損失(△)		808
法人税、住民税及び事業税	308	
法人税等調整額	65	
当期純損失(△)		△766
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		374
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,141
		△2
		△1,139

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,435	流動負債	3,218
現金及び預金	4,756	支払手形	23
受取掛手金	196	買掛金	646
電 子 記 録 債	1,669	一年内償還予定の社債	2,000
商 品 債	251	未払金	337
製 品	84	未払費用	25
原 材 料	2,235	未払法人税等	71
仕 掛 品	0	前受金	0
貯 蔵 品	483	預り金	16
前払費用	64	その他	96
短期貸付金	87	固定負債	3,334
未収入金	394	社債	3,000
貸倒引当金	111	繰延税金負債	2
	101	退職給付引当金	114
	△1	資産除去債	15
固定資産	17,061	その他	203
有形固定資産	1,496	負債合計	6,552
建物及び構築物	189	(純資産の部)	
工具・器具及び備品	0	株主資本	20,938
土地	1,307	資本剰余金	12,372
無形固定資産	0	資本準備金	7,584
施設利用権	0	資本剰余金	3,419
投資その他の資産	15,564	その他資本剰余金	4,165
投資有価証券	1,666	利益剰余金	1,255
関係会社株	10,152	その他利益剰余金	1,255
長期貸付金	89	繰越利益剰余金	1,255
関係会社長期貸付金	3,228	自己株式	△274
破産更生債権等	0	評価・換算差額等	5
前払年金費用	1	その他有価証券評価差額金	5
その他の金	515	純資産合計	20,943
貸倒引当金	△90	負債及び純資産合計	27,496
資産合計	27,496		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,722
売上原価	7,230
売上総利益	2,492
販売費及び一般管理費	3,026
営業損失 (△)	△533
営業外収益	
受取利息	34
受取配当金	521
受取賃料	376
その他	47
営業外費用	
支払利息	32
支払費用	156
為替差損	151
その他	11
経常利益	9
特別利益	
固定資産売却益	15
投資有価証券売却益	53
特別損失	
固定資産処分損	27
投資有価証券評価損	49
関係会社株式評価損	32
減損	521
和解金	100
税引前当期純損失 (△)	731
法人税、住民税及び事業税	△576
当期純損失 (△)	30
	△607

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

リズム時計工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リズム時計工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リズム時計工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

リズム時計工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リズム時計工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月23日

リズム時計工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	小	泉	裕	一	㊟
監査等委員	高	木	権	之助	㊟
監査等委員	山	下	和	彦	㊟
監査等委員	鈴	木	欽	哉	㊟

(注) 監査等委員高木権之助、監査等委員山下和彦及び監査等委員鈴木欽哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

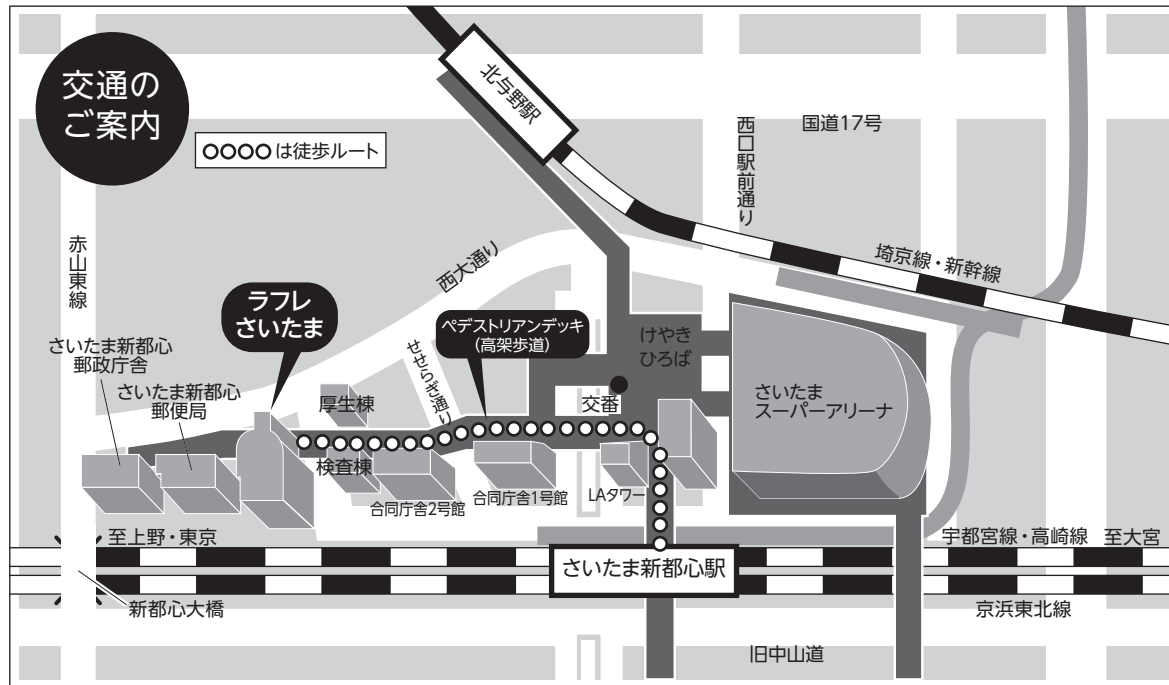
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's resting on a surface.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

継続会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 3階 桜ホール
電話 048-601-1111 (代)



電車をご利用の場合

○JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分
※東北・上越・北陸新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

リズム時計工業株式会社

ホームページアドレス <https://www.rhythm.co.jp/>

※本継続会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

